

京労発基 0527 第 11 号
令和 7 年 5 月 27 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第57号。以下「改正省令」という。)については、令和7年4月15日に公布され、同年6月1日から施行することとしております。

改正省令の趣旨、内容等については、別添1の令和7年5月20日付け基発0520第6号厚生労働省労働基準局長通達のとおりですので、貴団体におかれましては、改正の趣旨をご理解いただき、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

添付資料等

別添1 令和7年5月20日付け基発0520第6号厚生労働省労働基準局長通達

別添1の別紙1 職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について(一部改正)

別添1の別紙2 東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン新旧対照表(一部改正)

別添1の別紙3 改正省令

別添2【参考資料】令和7年5月2日プレスリリース「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について(本文及び添付資料)

京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷としています。